

「第3回脱炭素経営EXPO秋」展示ブース装飾業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「第3回脱炭素経営EXPO秋」（以下「脱炭素経営EXPO」という。）展示ブース装飾業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

「第3回脱炭素経営EXPO秋」展示ブース装飾業務

2 事業概要

(1) 事業の目的

本業務では、脱炭素関連の大規模展示商談会である脱炭素経営EXPOの栃木県ブースに出演する県内企業等の魅力がより効果的に伝わるようなブースの装飾を行い、本ブースへの来場者及び出演者と来場者との商談の機会の増加を図ることを目的とする。

(2) 業務の内訳

本業務は、大きく以下のア～エにより構成される。

- ア 展示ブースの設置計画の提案
- イ 展示ブースの設営、撤去
- ウ リーフレットの作成
- エ 出展者に対する説明

3 委託業務の内容

以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施すること。なお、業務範囲は別表のとおり。

(1) 展示ブースの設置計画の提案

栃木県ブースの施設、設備を有した設置計画を提案する。計画の策定にあたっては、脱炭素経営EXPO主催者が発行する「出展規定」等にある諸事項を遵守すること。また、各出展者の出展内容や使用機器等を考慮すること。

(2) 展示ブースの設営、撤去

栃木県ブース設置計画の実施に係る工事、什器・備品類の搬入、設営、撤去及び搬出を行う。

ア 会期：令和5（2023）年9月13日（水）～15日（金）3日間
午前10時～午後6時（予定）

イ 搬入・施工：令和5（2023）年9月11日（月）・12日（火）
※時間等の詳細は主催者の指示等に従うこと

ウ 搬出・撤去：令和5（2023）年9月15日（金）
午後6時～午後10時（予定）

エ 実施場所：幕張メッセ

オ ブースサイズ：面積 48.6 m² (9.0 × 5.4m) (別紙 小間位置参照)

【小間数3小間（角小間数2小間）】

カ 栃木県ブースのブースコンセプト、出展者、施設、設備及び手配事項等

(ア) ブースコンセプト

出展者の取組概要や技術を来場者が体感・実感できるものとし、照明が明るく、また、栃木県の魅力を発信するなど、来場者が一目で栃木県とわかるアピール度の高いデザインで紹介する。

(イ) 栃木県ブースの出展者

甲が出展者の募集を行い決定するが、10 者 10 スペースを想定すること。

(ウ) 栃木県ブースの施設・設備

- a 来場者が容易に確認できるような「栃木県」のサインを設置する。なお、サブタイトルを提案により掲示することを可能とする。
- b 栃木県ブース内は全面パンチカーペット敷きとする。ただし、ストックヤード等来場者から目に触れない部分は敷かなくてもよいものとする。
- c 出展者の展示スペース（1 スペース縦 1.4m × 横 1.4m 程度以上）と栃木県ブースを紹介する 1 スペース（出展者の展示スペースに準ずる程度）を確保する。
- d 出展者毎に統一社名板を設置する。
- e 出展者毎の P R 板（商品特徴等を簡潔に書いたもの）を設置する。d・e についても、一体的に設置も可とする。
- f ブース内で不利な展示場所が出ないようなレイアウトとし、通路や共有スペース等を十分に確保したうえで、出展者の展示スペースが最大となるようなレイアウトとする。
- g 各出展者の展示効果を高めるため、出展者毎に展示台、イス（1脚以上）、照明（スポットライト 2 灯程度）、2 口コンセント 1 個以上（P C、モニタ程度の使用を想定）を設置する。ただし、甲が認めた場合又は出展者が設置を希望しない場合を除く。
- h ストックヤードを設置する。
- i ブース内に商談スペースを設け、テーブル 1 台以上・イス 4 脚以上を配置する。
- j 感染症対策用品として、手指消毒液、ペーパータオル、飛沫防止パネル 2 枚（栃木県ブース、商談スペース用）を設置する。
- k 電気供給幹線工事（二次側幹線工事）を実施し、一次及び二次幹線工事費（電気使用料含む）を負担する。
- l 搬入・施工、会期及び搬出・撤去期間に発生するごみ処分費用を負担する。
- m その他の企画提案（業者提案に基づく業務）等

(3) リーフレットの作成（成果物）

栃木県ブース及び出展者を紹介するリーフレット（カラー）500 部を作成し、会期の前日までに会場に納品すること。なお、出展者から写真及び紹介文等を入手する際には、制作物の著作権が甲に帰属することの了承を得ること。また、作成にあたっては、内容等について甲と協議すること。

(4) 出展者に対する説明

乙は、出展者説明会に出席し、出展に関する注意事項等について説明、助言を行う。開催時期等については別途協議する。

4 実施計画書及び成果物の提出

(1) 実施計画書

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 成果物

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出するとともに、当該報告書の電子

ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(3) その他

甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (2) この仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (3) 契約締結後に生じた事由（参加事業者数の変更、装飾工事の設置基準の変更等）により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (4) 上記（3）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (5) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (6) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (7) 出展者からの個別要望（本募集書に記載されている以外の事項）に付随して発生する追加費用については当該出展者の負担とする。なお、追加費用の精算は、乙が直接当該出展者と行うものとする。
- (8) 受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

別表 受託後の業務遂行範囲について

	甲	乙	出展者	備考
企画変更等に伴う企画の修正		●		
委託契約の締結	●	●		
主催者への小間料支払い	●			
出展者に対する説明会	説明会の実施	●	●	● 甲が主催する。
	説明会での説明、資料作成（全体概要等）	●		甲は全体概要等に関する説明を行う。
	説明会での説明、資料作成〔ベース配置図、各種準備物申込書（ベース備品等）等〕	●	●	乙は、出展、装飾に関する説明を行う。なお、説明資料は、事前に甲宛てに提出すること。
主催者手配物、申請物（電気供給、等）の主催者への申込み		●		
出展者との出展に関する調整（出展準備、出展備品、照明、展示台等個別要望への対応及び手配等）	●	●	●	
ベース資材の輸送、ベースの設営、撤去（パネル設置用の金具等を含む）		●		会期中の不測の事態に対し、対応可能な体制とすること。
リーフレットの作成	●	●	●	
各自の展示物の準備、送付、展示、撤去	●		●	
出展者の追加工事、備品		●	●	
出展者の負担金納入	●		●	

※ ●印は実施者を表し、当該作業の負担者を表す。

※ 主催者とは脱炭素経営 EXPO の主催者を指す。

※ 本表に記載が無くとも、業務の遂行に必要となる業務は受託者（提案者）が自らの費用にて行う

別紙 小間位置

